

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	田辺 康弘	
件名	東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>都営向原団地の建替事業等により形成された良好な中高層住宅地の住環境を維持・保全するとともに、創出された用地においては豊かな教育環境の整備や駅近接の立地をいかした交流の拠点となるまちづくりの誘導を図り、地区周辺の住環境と調和したみどり豊かで安心して暮らせる良好な複合住宅市街地を形成するため、令和5年1月に向原団地地区地区計画を変更した。</p> <p>これに伴い、当該地区計画に定めた建築物に関する制限内容を、標記条例に反映させる必要があるため、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、所定の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表第1の第6項 告示番号を変更する。</p> <p>別表第2の第6項 向原団地地区整備計画区域の「地区」、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」、「垣又は柵の構造の制限」を変更する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>当該地区計画として変更した事項を、法令に基づく条例による制限として、地区計画の内容の実現を担保することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年12月27日 都市計画審議会諮問・答申</p> <p>令和5年 1月16日 都市計画変更の告示</p> <p>※文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。